

令和3年4月16日

保護者の皆様へ

小樽市立桜小学校長

水口正紀

## スマートフォン・携帯電話等の学校への持参について

スマートフォン等の普及により、インターネットへの接続や携帯電話が日常的に使われるようになってきました。本校でもスマートフォンや携帯電話を所有する児童が増える傾向にあり、それに伴い、SNSによる被害や学校に持ち込む際のトラブルなどの危険性が高まってきました。危機管理について、学校・家庭が情報を共有しながら安心・安全に使用方法を模索する必要性を感じています。

つきましては、今年度から、学校へのスマートフォン・携帯電話等の持参について下記のように取り扱うこととしましたので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 携帯電話についての基本的考え方

携帯電話は学校生活に必要ありません。



- ①児童は携帯電話を学校に持参しない、また学校で使用しない。
- ②児童は登校下校時にも携帯電話を使用しない。
- ③児童が帰宅前に家庭への連絡が必要なときは、学校の電話を使用する。

保護者の皆様に上記の基本的な考え方についてご理解とご協力をしていただいた上で、さらに何らかの理由で児童に携帯電話を持参させたいときの手続きについて説明をします。

### 携帯電話を持参させたいときの手続き

- ①児童に携帯電話を持参させたい旨を学級担任に申し出てください。
- ②「携帯電話の持参願い」の申込用紙をお渡しします。
- ③必要事項を記入した「携帯電話の持参願い」を提出していただきます。  
※『携帯電話の持参願い』に記載の「携帯電話を持参するときの約束」について承諾いただいた上で提出をお願いします。

今年度から、児童が携帯電話を持参するためには、『携帯電話の持参願い』が必要になります。

この手続きは毎年4月に行っていただくこととなります。手続きを希望されるご家庭は学級担任に申し出をされ、**4月23日（金）までに「携帯電話の持参願い」**を提出されますようお願いいたします。

# 携帯電話の持参願い

令和 年 月 日

桜小学校長 様

1, 下記の理由で携帯電話の持参を願い出ます。

理由

2, 持参期間

令和 年 月 から 令和 年 月まで

3, 携帯電話を持参するとき、次の約束を守ります。

- ① 携帯電話は、朝、担任の先生に預けます。（職員室で保管）
- ② 必ず記名して（ケースやカバーも可）持参します。
- ③ 在校中は、緊急時などの連絡にも携帯・スマホを使用しません。
- ④ 登下校中、保護者との緊急連絡等の目的以外で使用しません。
- ⑤ 登下校時や在校中の携帯電話の破損や事故は家庭で責任を持ちます。

\_\_\_\_\_年 組

児童氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)